広報 Ibaraki Public Information
いばらき
381
10
No.1162
October 15, 2026
［おしらせ版］

小型特殊自動車(農耕用トラクター等)のナンバー登録をお願いします

乗用可能な農耕作業車は、軽自動車税の課税の対象です。公道走行の有無に関わらず、車両を所有している場合は、ナンバーの登録および納税の義務があります。ナンバープレートの交付を受けていない車両がありましたら、町税務課にて手続きを行ってください。

対象車両 トラクター、コンバイン、田植え機など

登録場所 町税務課（１階５番窓口）

必要書類
・窓口来庁者の本人確認書類（運転免許証など）
・車両情報がわかる販売証明書または譲渡証明書
※証明書の様式は窓口でもお渡ししています。車両の取得後、期間が経過し必要書類が不足する場合は、お手数ですが、税務課までお問い合わせください。

税　　額 軽自動車税課税基準日　４月１日

小型特殊自動車の税額（年額）	
農耕二輪	2,400円
農耕四輪（排気量1,000cc以下）	3,000円
農耕四輪（排気量1,000cc超え）	3,900円



【登録に必要な車両の情報】
① 車名（メーカー名）
② 車体番号（製造番号）
③ 型式
④ 総排気量（cc表記）

【よくある質問】
・私有地でしか使用しない（公道を走らない）場合でもナンバーの登録は必要ですか？
→軽自動車税は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係であり、市区町村から交付されるナンバーは公道走行を許可するものではありません。
・既に所有していない車両の課税を止めるには、どのような手続きが必要ですか？
→廃車申告がされていない可能性があります。お手数ですが至急税務課までお問い合わせください。

軽自動車税の申告手続きについての詳しい説明は、茨城町ホームページをご覧ください。
原動機付自転車・小型特殊自動車の新規登録は、いばらき電子申請・届出サービスからも申告手続きが可能です。詳しくは右記の二次元バーコードをご覧ください。

【問合せ先】 税務課　住民税グループ　☎ 029−240−7114（直通）

茨城町公式SNSで情報発信中!

▶町公式 LINE　▶町公式 X　▶町公式 Instagram

町税は期限内に納付しましょう

町民の皆さまから納めていただく税金は、福祉や教育などの行政サービスやまちづくりを支える大切な財源です。期限内納付にご協力ください。

●町税の滞納とは

町税等を定められた納期限までに納付しないことを「滞納」といいます。

町税を滞納した場合は、納期限までに納付された方との公平性を保つため、次の手続きを行っています。

●督促状・催告書の送付

定められた納期限までに完納しないときは、督促状や催告書を送付します。

督促状や催告書が届いたら、早めに役場窓口か金融機関で納付してください。

●延滞金について

納期限を過ぎてから納付した場合には、本来の税額に加え納期限の翌日から納付した日までの日数に応じて延滞金を納付していただくことになります。

●町税を滞納すると

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、地方税法の規定により、財産（給与、預貯金、不動産、自動車、その他債権）を差し押さえ、町税に充当するという滞納処分を行うことになります。

町滞納処分実績（件数）

区　　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
預貯金差押え	56	91	93
生命保険差押え	5	5	4
給与・賞与・報酬・年金差押え	35	38	32
そ　の　他	18	11	17
合　　計	114	145	146

※「その他」には不動産、所得税還付金、売掛金、捜索、出資金、残余金、過納付による還付金、持株清算金があります。

●納付が困難な場合はご相談を

納期限を過ぎた場合には、一括納付が原則ですが、失業、入院等で納付が困難な場合は納税相談が可能です。早急にご相談ください。

口座振替納付制度のご案内

町ホームページ

●期限内に納付しましょう

町税は定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。
口座振替なら確実に期限内に納付できますので、おすすめします。

【問合せ先】 税務課　収納グループ　☎ 029－240－7104（直通）

不動産取得税 のお知らせ



○不動産取得税とは？

不動産を取得したときにかかる県の税金です。

・土地→売買、贈与、交換など

・家屋→建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換など

○不動産を取得したときは、申告が必要です。

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に、「不動産取得申告（報告）書」を町税務課または水戸県税事務所に提出してください。

ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記（表示に関する登記または所有権の登記）を申請した場合には、申告書の提出は不要です。

○納税額

税額　＝　不動産の価格　×　税率（土地と住宅：３％、住宅以外の家屋：４％）

不動産の価格 →町の固定資産課税台帳に登録されている価格

○軽減措置等

住宅や住宅用土地を取得した場合などで、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、水戸県税事務所までお問い合わせください。

詳細はこちら

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所　課税第二課　☎ 029－221－4820
（水戸市柵町1－3－1　茨城県水戸合同庁舎内）

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

年金生活者支援給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。
※２年目以降のお手続きは原則不要です。

■ 対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方　＊以下の要件をすべて満たしている必要があります

・65歳以上である

・請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている

・令和７年の年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方　＊以下の要件を満たしている必要があります

・令和７年の所得額が約492万円以下である

※支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送られてきます。

■ 請求手続き

お受け取りの対象になりうる方には、日本年金機構より、９月初旬から請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し、切手を貼ってポストへ投函してください。令和９年１月４日までに請求手続が完了しますと、さかのぼって令和８年10月分から受け取ることができます。

【問合せ先】 日本年金機構・給付金専用ダイヤル　☎ 0570－05－4092（ナビダイヤル）
水戸南年金事務所　☎ 029－227－3278

国民健康保険・後期高齢者医療制度 にご加入の方へ

第三者行為によるけがの治療を受ける場合は、事前に町へご連絡ください！











まずは保険課へご連絡ください！

交通事故などの第三者行為によってけがや病気をした場合でも、届け出をすれば、マイナ保険証や資格確認書等を使って治療を受けることができます。この場合の医療費は、加害者が負担することが原則であるため、町や健康保険が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。届け出に必要な書類をご案内しますので、必ず保険課へご連絡ください。

なお、単独事故の場合でも、届け出をお願いします。

示談は慎重に！

届け出の前に加害者と示談を結んでしまうと、町や健康保険が加害者に医療費を請求できない場合があります。示談をする前に、必ず保険課へご連絡ください。

こんなときは、マイナ保険証や資格確認書等が使えません！

- 飲酒運転等、治療を受ける本人の不法行為による事故
- けんかや泥酔によるけが
- 業務上（仕事、通勤中）での病気やけが（労災保険が対象になります）

【問合せ先】 保険課　☎ 029−240−7113（直通）

安価で安心　ジェネリック医薬品を利用しましょう！！

医療福祉費支給制度（マル福）申請手続きのご案内

医療福祉費支給制度（マル福）とは、医療保険を使って医療機関等を受診した場合の一部負担金を、公費で助成する制度のことです。

該当となる方がマル福を受給するには、申請が必要です。

まだ申請されていない方は、保険課（１階　４番窓口）へお問い合わせください。

○マル福は以下の区分に分かれています。

妊　産　婦	妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を受けた方
小　　児	出生の日から高校３年生の学年末（18歳に達する以後、最初の３月31日まで）のお子様
ひとり親家庭	離婚、死別などの事由により配偶者のない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、下記に該当するお子様を監護し、一定の条件（※１）を満たしている方とそのお子様 ・18歳未満 ・20歳未満で、一定の障がいの状態にある、または高校等に在学中である （※１）世帯、健康保険、配偶者の障がいの状況等により認定を行います。
重度心身障害者	次のいずれかに該当する方。 ・身体障害者手帳（1級、2級または内部障害（※２）における3級の認定を受けているものに限る）をお持ちの方 ・身体障害者手帳3級をお持ちで知能指数50以下の方 ・身体障害者手帳4級をお持ちで知能指数50以下の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳3級を両方お持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳4級を両方お持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちで知能指数50以下の方 ・療育手帳（ⒶまたはAの認定を受けているものに限る）をお持ちの方 ・特別児童扶養手当1級を受給の方 ・障害年金1級の受給権をお持ちの方 （※２）内部障害：心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障がいによるもの、ヒト免疫不全ウイルス免疫機能障害

○マル福には所得制限があります。制限額は区分ごとに異なりますので、町ホームページ「【医療福祉費支給制度】マル福について」をご覧いただくか、保険課へお問い合わせください。

町ホームページ

マイナンバーカードが医療福祉費受給者証（マル福）として利用できるようになりました

令和８年４月１日から、マイナ保険証の利用登録をしている場合は、マイナンバーカードが医療福祉費受給者証として利用できるようになりました（未対応の医療機関を除く）。

ただし、**紙の受給者証もこれまでどおり受給者全員に交付します。**

詳しくは、右記の二次元バーコードから町ホームページをご覧ください。

町ホームページ

【問合せ先】 保険課　医療年金グループ　　☎ 029−240−7113（直通）

病院で受ける 子宮頸がん・乳がん検診のご案内

締め切り迫る！



町では、町民の皆さまのがんの早期発見・早期治療を目的として、上記がん検診の費用の一部を公費負担し実施しています。病院で受ける検診・ゆうゆう館で受ける検診のどちらか一方をお受けください。

	子宮頸がん検診	乳がん検診
対象者（令和９年3月31日時点）	**20歳以上**の女性	**40歳以上**の**偶数年齢**の女性 ※昨年度受診していない奇数年齢の方も対象となります。
検診項目	子宮頸部の細胞診検査	マンモグラフィ検査
個人負担金	1,000円	1,500円
申込期間	令和９年１月31日(日)まで	
実施期間	令和９年２月28日(日)まで	
受診方法	①医療機関に電話等で予約する※ （町の検診を受けたいと申し出てください） ②町へ申し込みをする 【申込方法】 右の二次元バーコード または下記の申込み先へ電話 ③受診券等一式・マイナ保険証 または 資格確認書等を持って受診する ④医療機関で個人負担金を支払う ※受診方法・実施医療機関等の詳細は、広報いばらき５月15日号に掲載しています。 年齢基準日は令和９年３月31日時点です。	

【申込み・問合せ先】 健康増進課　☎ 029－240－7134（直通）

【みんなで町を歩こう!!】のご案内

～ウオーキングで心も体もリフレッシュ～

ウオーキングに興味がある方、この機会にぜひご参加ください。

茨城町ウオーキングの会では、健康づくりの一環として、若い方から年配の方まで楽しんで気軽にウオーキングできる【みんなで町を歩こう！】を開催しています。ご家族やご友人などをお誘いあわせの上、ぜひご参加ください。



- **▶日　　時**　**11月４日(水)**　午前9時～正午　　（受付：午前８時40分～9時）
- **▶集合場所**　桜の郷コミュニティーセンター　駐車場
- **▶コ ー ス**　桜の郷地区　自然あふれる田園コース（約4.5ｋｍ）
- **▶参 加 費**　１人あたり30円（傷害保険代）　※当日、受付時にお支払いください。
- **▶持 ち 物**　飲み物、帽子、タオル、マイナ保険証または資格確認書、マスク(状況に応じて用意してください)
- **▶申込方法**　健康増進課窓口もしくは電話でお申し込みください。
- **▶申込期限**　**10月28日(水)まで**
- **▶そ の 他**　・雨天の場合は中止とします。
 ・体調がすぐれない場合には参加をお控えください。当日の受付時に体調の確認をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
 ・保護者の方の同伴があればお子様のご参加も可能です。

※次回は令和９年２月25日(木)に小幡地区をウオーキングします♪ 詳細は広報いばらき２月１日号に掲載予定です。

【問合せ先】 健康増進課　☎ 029－240－7134（直通）
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内

高齢者世帯対象

再掲

特殊詐欺被害を防ぐための電話機等の購入を補助します！

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や不審電話等が多発しています。町では、特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、防犯機能の付いた「電話機等」の購入経費の一部を補助します。

※先着順となりますので、上限に達し次第終了とさせていただきます。

■補助金を受けられる方（補助対象者）

下記の①～③の要件をすべて満たす場合に限ります。

① 茨城町に住所を有し、現に居住されている方
② 令和８年度中において満70歳以上の方のみで構成されている世帯の方
※同じ世帯に70歳未満の方が含まれている場合は、対象外となります。
③ 町税等を滞納していない方

《申請時に必要なもの》
①特殊詐欺等被害防止対策機器整備事業補助金交付申請書
②購入予定機器の機能が確認できるカタログ等
③購入予定額を確認できる書類（見積書等）
④町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書

■対象となる電話機等

次のいずれかの機能をもつ**固定電話機**、または**固定電話機に接続して使用する機器**

(1) 通話録音装置　電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能
(2) 着信拒否装置　指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能
※別途ナンバーディスプレイの契約が必要となります。



■補助金額　購入・設置費用の５分の４（上限10,000円、100円未満は切り捨て）

■申請方法　窓口、いばらき電子申請・届出サービスまたは郵送にて受付
（詳細は、町ホームページをご覧ください。）
電話機等の購入前に、**秘書広聴課へ申請**をお願いします。
※すでに購入したものは対象となりません。

町ホームページ

【申込み・問合せ先】 秘書広聴課　秘書広報・協働推進グループ（２階　12番窓口）
☎ 029－291－8802（直通）

学校給食共同調理場からのお知らせ

町では、学校給食に用いる食材を見積入札により購入しています。

令和９・10年度学校給食用物資納入業者を募集しますので、参加をご希望の方は、お申し込みください。なお、見積参加業者の選定は、営業実績や供給能力などについて審議した上で決定されます。

- **▶申込期間**　**11月２日(月)～11月30日(月)**
- **▶申込方法**　①窓口：学校給食共同調理場（茨城町下飯沼1080）
 受付時間　午前８時15分～午後５時（土・日・祝日を除く）
 ②いばらき電子申請・届出サービス
- **▶申込書類**　見積参加指名願書、提出書類一式
 （詳細は、町ホームページをご覧ください。）
 ※「見積参加指名願書」および提出書類一覧は、町ホームページからもダウンロードができます。

町ホームページ

【問合せ先】 学校給食共同調理場　☎ 029－292－1209（直通）

水戸・勝田都市計画下水道の変更案の縦覧を実施します

水戸・勝田都市計画下水道の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧を次のとおり行います。

案に対し、ご意見のある方(町民または利害関係者に限る)は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

▶案の内容　水戸・勝田都市計画下水道（下水管渠、その他施設）の変更

▶縦覧期間　**10月22日(木)～11月５日(木)**
※土・日・祝日を除く
※窓口での閲覧は午前８時30分～午後５時15分
（町ホームページからのデータ閲覧は24時間可能）

▶縦覧場所・方 法
窓口閲覧：下水道課（１階９番窓口）
インターネット閲覧：町ホームページ内特設ページ

▶意見書の提出方法
意見書を提出される方は、上記の期間内必着で、郵送または上記縦覧場所へ提出してください。意見書の様式は、下水道課窓口で配布しています。また町ホームページからもダウンロードが可能です。

【問合せ先】　下水道課　　☎ 029－240－7127（直通）

茨城県央環境衛生組合

生活環境影響調査結果に関する縦覧を実施します

茨城県央環境衛生組合は、笠間市と茨城町において２市町全域を処理対象区域とした新たなし尿処理施設を整備するため、令和６年４月１日に設立した組合です。

このたび、本組合では令和12年度の新施設稼働開始に向け、新施設が周辺地域の生活環境に与える影響について調査を実施し、将来予測および評価についてとりまとめましたので、町民の皆さまからご意見をお聞きするため、縦覧を実施します。

▶縦覧期間　**10月５日（月）～11月４日（水）**
午前９時～午後４時　※土・日・祝日を除く

▶縦覧場所　窓口（2か所）
・茨城県央環境衛生組合（茨城町役場2階）
・茨城地方広域環境事務組合（茨城町馬渡244）

▶対　　象　新施設の設置に関し利害関係を有する方

▶縦覧方法　縦覧場所にある縦覧申込書（組合ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、右記の方法で提出してください。

▶意見書の提出方法
意見書（組合ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、右記の方法で提出してください。

【提出期限】　11月18日(水) まで

▶留意事項　提出された意見については、住所・氏名等の個人情報を除き、組合ホームページで公表します。
なお、意見をいただいた方に対して、個別の回答はしませんので、ご了承ください。

【問合せ先】　茨城県央環境衛生組合　　☎ 029－291－3531（直通）

縦覧申込書および意見書の提出方法

①持　参
・茨城県央環境衛生組合
・茨城地方広域環境事務組合

②郵　送
〒311-3192　茨城町小堤1080
茨城県央環境衛生組合　あて

③ＦＡＸ　029－291－6035

④メール
ki.kouiki@kenou-kankyou.jp

組合ホームページ

認定こども園　11月

長…長岡幼稚園　ま…まさみ幼稚園　飯…飯沼こども園
さ…さくらこども園　い…いばらき幼稚園　中…いばらき中央認定こども園

日	月	火	水	木	金	土
1	2 **さ** 親子でてくてく♪秋さんぽ、ランチタイム	3	4 **長** なかよくあそぼう(戸外遊び) **ま** リトミック（ベンギンコース10:00～/イルカコース10:50～） **飯** お部屋案内スタンプラリー **さ** トトロの足形アート、ランチタイム **い** ピクニックごっこで遊ぼう♪もぐもぐ相談室	5 **ま** はいはいレース（要予約） **さ** ママのリフレッシュ多肉植物の寄せ植え（500円）、ランチタイム	6 **長** リラックスタイム（ヨガ） **ま** おはなし会（要予約） **飯** 【制作】11月のカレンダー（要予約）	7 **ま** 土曜日イベント：親子体操（要予約）
8	9 **長** 親子ふれあいタイム **ま** ベビーマッサージ（要予約） **さ** おいもスタンプでたぬきさんの紅葉狩り制作（写真持参）、ランチタイム	10 **ま** 七五三の飴袋作り **飯** 身体測定、おはなしの会	11 **長** 親子ふれあいタイム(散歩) **ま** 製作（クリスマスリース）（要予約） **飯** 【制作】作って遊べるブロック **さ** 親子でてくてく♪秋さんぽ、ランチタイム **い** 発掘遊びをしよう！	12 **ま** 親子体操 **さ** トトロの足形アート、ランチタイム	13 **飯** 宝さがしゲーム（要予約） **中** バターつくりをしよう☆	14
15	16 **さ** ベビーよちよち♪秋さんぽ、ランチタイム	17 **ま** お店屋さんごっこにむけての製作 **飯** 園庭遊び **中** ハイハイレース＆親子でふれあい体操教室	18 **長** 読み聞かせ(こころちゃんの会) **ま** 園庭開放のみ **飯** 園庭遊び **さ** クッキング♪スイートポテト作り（材料費200円） **い** ☆ママのコーヒータイム☆	19 **ま** お店屋さんごっこ **飯** 11月生まれのお友達限定お誕生会 9:45～(要予約) **さ** クリスマスリース作り（材料費300円）、ランチタイム	20 **長** 誕生会 **ま** 園庭開放のみ **飯** 身体測定、おはなしの会	21
22	23	24 **長** なかよくあそぼう（新聞紙遊び） **ま** クッキング（要予約） **飯** 手形アート「みのむし」（要予約） **中** 植物公園へ行こう♪	25 **飯** 手形アート「みのむし」（要予約） **さ** 11月生まれの誕生会＆オーナメント作り、ランチタイム **い** 迷路＆宝探しで遊ぼう！	26 **長** 親子ふれあいタイム＊身体測定 **ま** 誕生会（要予約） **さ** クリスマスリース作り（材料費300円）、ランチタイム	27 **飯** 【制作】12月のカレンダー（要予約）	28
29	30 **さ** 手作りベビーおもちゃ、ランチタイム					

長岡幼稚園　☎029(292)4019
☆活動時間　午前10時～11時
☆うさぎ組（室内）の開放時間　各活動日の午前９時～午後１時
園庭開放　各活動日の午後１時～午後２時
予約不要（町内在住の方）。おやつ・昼食を持参のご参加も歓迎します。
☆おむつ換えベッドをご利用の方は、衛生上バスタオルなどの敷物をお持ちください。
☆駐車場は、幼稚園前、長岡小学校下をご利用ください。
☆育児相談を随時実施中です。お気軽にお声掛けください。
☆活動の詳細や持ち物については、HPまたはチラシをご覧ください。

まさみ幼稚園　☎029(293)7111
☆園庭開放・子育て相談（毎日）　午前９時～午後２時　随時実施しております。お気軽にご相談ください。
☆予約は、11月２日(月)午前９時から受け付けます。
☆活動は午前10時から行います。
☆表内①、②の活動は同じ内容です。いずれかをお選びください。
※詳しくはHPをご覧ください。お問い合わせは電話またはメール（HP内にあります）でお願いします。

飯沼こども園　☎029(292)6868
☆要予約の受付　インターネット受付
受付期間：（前半）１日～３日　（後半）12～14日
☆要予約以外の活動は、月齢問わず誰でも参加できます。
☆園庭開放・育児相談（看護師等）　2・9・16・30日
〃・育児相談（栄養士等）　5・12・26日

さくらこども園　☎029(219)007
☆園庭開放時間　午前８時～午後６時（月～金）※予約不要
室内開放時間　午前８時～午後１時（月～金）
☆月・水・木曜日の活動には事前予約が必要です。初めての参加希望の方は、園にお電話ください。２回目以降の方は、参加したい日の一週間前（午前９時～）から、園日記にて予約できます。※５組まで
☆制作などの活動は午前10時から行います。
☆誕生会は、誕生月のお子様以外も参加できます。

いばらき幼稚園　☎029(292)0162
☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
☆トドラーズクラブ　親子で一緒に楽しく遊ぼう♪
隔週火・水曜日　午前10時30分～11時30分
☆ベビーマッサージ　親子でスキンシップ（生後２か月～１歳未満対象）
年５回予定　午前10時30分～11時30分
☆その他　園庭開放・子育て相談（毎日）　午前８時～午後１時
※初めての方はお問い合わせください。

いばらき中央認定こども園　☎029(292)1207
☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
☆おてつないで　親子で一緒に楽しく遊ぼう♪（満１歳～対象）
隔週火・水曜日　午前10時30分～11時30分
☆ベビーマッサージ（親子でスキンシップ（生後２か月～１歳未満対象）
年５回予定　午前10時30分～11時30分
☆その他　園庭開放・子育て相談（毎日）　午前９時～午後２時
☆その他　園庭開放・子育て相談（毎日）　午前９時～午後２時
※初めての方はお問い合わせください。

防災行政無線の放送内容にご利用ください

登録制メール配信サービス
放送内容を、放送と同時にメールで配信します。

登録用二次元バーコードはこちら↓

防災行政無線テレフォンサービス
放送内容が、自動音声で流れます。
☎0800(800)8848(無料)
また、町ホームページにも放送内容を掲載しています。

【問合せ先】
総務課　防災・危機管理グループ
☎029(240)7125(直通)

こころとからだの健康相談（事前予約制）

町では、毎月第3水曜日（午前9時～11時30分）に健康相談の時間を設けています。自分や家族のこころ・からだの健康に関することなど、お気軽に町の保健師にご相談ください。
ご希望の方は、お問い合わせください。

【予約・問合せ先】
健康増進課
☎029(240)7134(直通)

※妊産婦ならびに0歳から18歳までの子どもとそのご家族の方は、こども家庭センターへご相談ください。

【問合せ先】
こども課（こども家庭センター）
☎029(240)7129(直通)

家庭や職場で使い切れない食品を集めています

集められた食品は、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体に寄付されます。ぜひ食品をお持ち寄りください。
持ち込める品目は、町ホームページに掲載しています。皆さまの温かいご支援をお待ちしています。

▼**日時**　11月1日（日）午前10時～正午（同日いばらきまつり開催）
▼**場所**　茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」入口付近
▼**その他**　社会福祉課、社会福祉協議会の窓口でも、通年受け付けています。

【問合せ先】
社会福祉課
☎029(240)7112(直通)
茨城町社会福祉協議会
☎029(292)7141

税務署総合窓口の受付時間変更について

令和8年10月1日から、全国の税務署総合窓口の受付時間は原則として「午前9時から午後3時まで」となりました。対象となる手続は、申告書・申請書等の提出、納税、納税証明書の交付請求、用紙の交付などです。
なお、受付時間外であっても開庁時間内（午前8時30分～午後5時）は必要な対応を行いますが、円滑な窓口運営のため、できる限り受付時間内の来署にご協力をお願いします。
また、多くの税務手続はe-Taxなどを利用して自宅や事務所から行うことができますので、ぜひご活用ください。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

【問合せ先】
水戸税務署
☎029（231）4211

消費生活センター

その申込み、「定期購入」かも！？
～「最終確認画面」をチェック・保存しましょう～

事　例

SNSで初回980円のダイエットサプリの広告を見てクレジットカード払いで注文した。1箱のみ980円で注文したつもりだったが、届いた商品を確認したら6箱入っていて、代金も約2万円になっていた。申し込む際に「期間限定クーポンプレゼント」を選択したことで、約2万円の商品が3か月ごとに届く定期購入になっていたようだ。次回以降は解約したいが、事業者の電話番号にかけてもつながらない。どうしたら解約できるか。

⚠トラブルにあわないために

◇ 申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで必ず確認しましょう。
◇ 注文の際に表示された「割引クーポン」等の利用時にも、再度確認しましょう。
◇ 最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。

最終確認画面チェックリスト

□ 定期購入が条件になっていませんか？
□ 継続期間や購入回数が決められていませんか？
□ 支払い総額はいくらですか？
□ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
□ 「解約・返品できるか」「解約・返品の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
□ お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？

困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】　茨城町消費生活センター　☎029－291－1690（直通）
相談受付時間　午前9時～正午　午後1時～4時（木・土・日・祝日を除く）
消費者ホットライン　☎188（局番なし）

編集・発行／茨城町　町長公室　秘書広聴課
〒311-3192　茨城県東茨城郡茨城町小堤1080　☎ 029-292-1111　FAX 029-292-6748